

## 滑川市加齢性難聴者補聴器購入費給付事業

聴力の低下により日常生活に支障をきたしている中高年齢者の補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、将来予想される認知症及びうつ病等の発症リスクを低減させるため、補聴器の購入費の一部を給付します。

### 対象者

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 1年以上、市内に居住している45歳以上の者
- (2) 聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象とならない者
- (3) 「補装具費支給事務取扱指針について」に基づく医師により、両耳の聴力レベルが40デシベルを超えると算定され、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であるとされた者
- (4) 給付の申請の日の属する年度（その日が4月から6月までの間にある場合は、その日の属する年度の前年度）において、市民税が課されていない者又は市民税の減免を受けている者のみで構成される世帯に属する者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具費の支給を受けていない者
- (6) 過去5年以内に本事業の給付を受けていない者

# 補聴器購入費の給付までの流れ

## ① 申請（申請者→市）

滑川市加齢性難聴者補聴器購入費給付申請書（様式第1号）  
医師意見書（様式第2号）、見積書、その他市長が必要と認める書類

## ② 給付の決定 または 給付の却下

## ③ 補聴器の購入

給付なし

## ④ 購入費の請求（申請者→市）

補聴器購入費給付請求書（様式第6号）  
領収書（購入日、申請者の氏名、品名及び購入金額の記載があるもの）

## ⑤ 給付金の支払い